

国営かんがい排水事業 曽於北部（二期）地区

事業の概要

本地区は、鹿児島県大隅半島のシラス台地上に展開する水利条件が極めて悪い畑地帯であり、農業用水のほとんどを天水に頼っている状況にある。

このため、本事業により畑地帯に畑地かんがいを行うため、一期事業によりダム、頭首工、導水路を整備し水源を確保するとともに、ダムから地区内へ配水するための幹支線水路等を二期事業により整備し、併せて関連事業により末端畑地かんがい施設の整備及び区画整理を行うものである。

事業の目的・必要性

本地区は、ほぼ全域が火山灰に覆われたシラス等特殊土壌地帯で、降雨が梅雨期と台風時に偏っており、かんがい施設が未整備であることとあいまって農業生産性の向上が図られていない状況にある。

このため、本事業及び関連事業により、畑地かんがい用水の安定供給及び区画整理を行うことにより、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図るものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	2,707百万円
・農作物の品質の向上	20百万円
・営農経費の節減	540百万円
・施設の維持管理費の増	90百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	113百万円
・付替え町道の維持管理費の節減等	17百万円
計	3,307百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		49,160 百万円	
効 用		3,307 百万円	
廃用損失額		0 百万円	
総合耐用年数		39 年	当該事業の耐用年数
還元率 × (1 + 建設利息率)		0.0669	総合耐用年数に応じ、効用から 総便益を算定するための係数
総便益	= / -	49,434 百万円	
費用便益比	= /	1.01	

注 1) 総便益、総事業費には、一期事業及び関連事業を含む。

注 2) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

事業の有効性

畑地かんがい用水の安定供給及び区画整理により、生産性の高い畑地かんがい営農が展開され、農作物の単収の増加・品質の向上、高収益な作物への転換、農作業の効率が向上し、純益額で年間約 3,267 百万円相当の生産性向上が図られる。

日程・手続き

平成 9 年 4 月 4 日に土地改良法に基づく事業計画の確定を了している。

事業に対する決議

平成 1 4 年 5 月に関係町で構成する「曾於北部地区土地改良事業推進連絡協議会」において、曾於北部（二期）地区については、平成 1 6 年度着工することを確認。

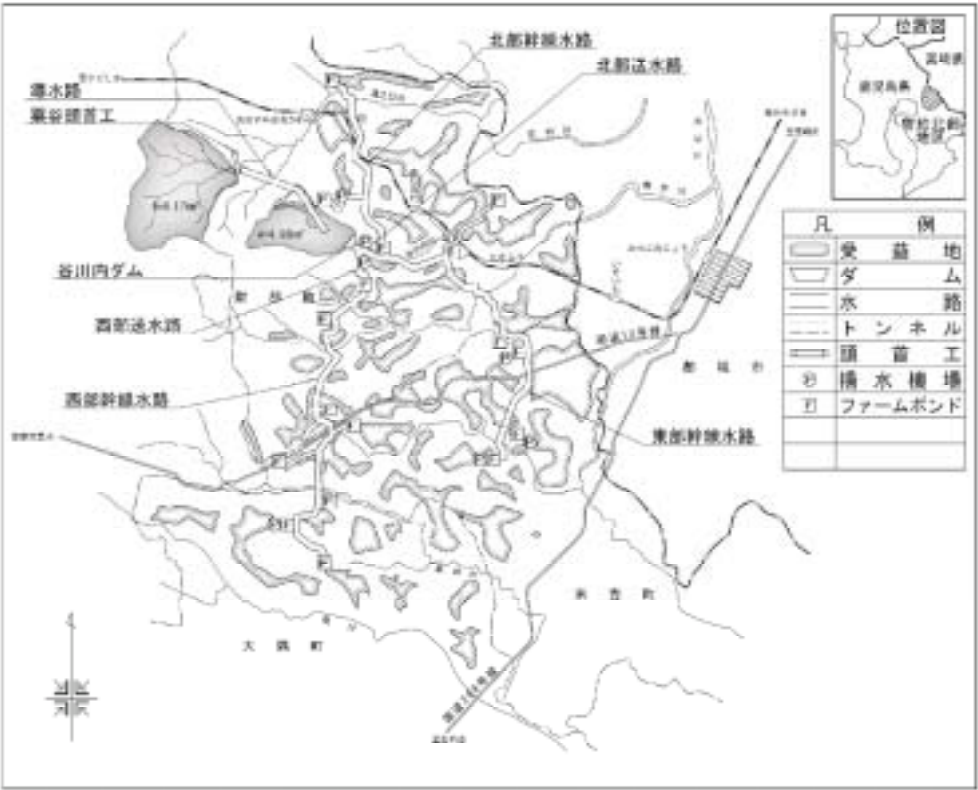
評価担当部局

農村振興局

概要図

1．受益面積	2,130ha		
2．受益者数	3,871人		
3．主要工事計画	(ダム)	(1 ケ所)	(11,492百万円)
	(頭首工)	(1 ケ所)	(286百万円)
	(導水路)	(3.9 km)	(2,222百万円)
	揚水機場	7 ケ所	5,400百万円
	用水路	42.4 km	3,957百万円
	ファームポンド	16 ケ所	4,643百万円
	合 計		14,000百万円 (14,000百万円)
4．国営総事業費	28,000百万円		

* () 内は一期分



平成16年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：九州農政局）（地区名：曽於北部(二期)）

1．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2．技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5．環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、環境との調和に配慮したものであること。	☐
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

平成１６年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：九州農政局）（地区名：曽於北部(二期)）

２．優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
１．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☐ ☐ ☐ ☐
２．事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 一般被害等の軽減にも寄与するものである。 地元の事業推進体制が整備されている。 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 関連する他事業との調整が図られている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。